7-4-3 民間の取り組み

1) 業界団体

スウェーデンにおける関連業界団体として、国内林産業の業界団体である Swedish Forest Industries Federation (SFIF)が挙げられる。SFIF はスウェーデン国内の製材業や伐採業者、製紙業者、発電業者等を対象会員としている。パルプを含む製紙関連業者が 50、製材業者が 150 ほど加盟しており、小規模事業者はメンバーとなっていない。SFIF の役割は、業界団体として政府と交渉し政策に影響を与えることである。EUTR の国内対応についてもコンサルタントとして協力し、政府による体制整備当初、手続きをシンプルにするよう政府へ意見を伝えたとのことである。

メンバーとなっている業者の 99%は国産材を使用しているため、EUTR 関連での要求は 少ない。また、中小企業による国外からの輸入はかなりまれで、あったとしても EU 内から の輸入だろうとのことであった。需要が少ないことから、業界団体として DDS の提供等は 行っていない。なお、スウェーデンのほとんどの森林は FSC か PEFC に認証されており、メンバー企業もいずれかに関わっている。

EUTRの課題として認識していることとして、以下の点が挙げられた。

- 行政面で負担が大きい
- 中小企業には対応が難しい
- EUTR の施行にともない国内法の適用も厳格化
 - ▶ 申請した伐採エリアと実際の伐採エリアとのずれについて許容範囲が厳しくなった。

(https://ec.europa.eu/transparency/regexpert/index.cfm?do=groupDetail.groupDetail&groupID=3282)

³⁵ 欧州委員会ホームページ

- ➤ EUTRの国内適用法と既存の森林法のどちらにも違反となるため、二重に罰金を払うこととなり、誤申請したときのコストが高い。念入りにチェックする必要が出てきた。
- 鋼材等と比べ木材のみにデューデリジェンスの負担がかかっているため、不公平感がある

2) 事業者

(1) A社

① 基本情報

スウェーデンを代表する木製家具のグローバル企業で、グループ全体で世界の 1%の木材を消費している。調達先はポーランド、ロシア等の近隣国が多いが、中国からの輸入も 5%を占めている(図 7.18)。DD 担当部署のメンバーは 40 人で、各国のサプライヤーと協力して合法性確保に向けた取組を実施している。地域支部は主に 4 つの重点地域(東ヨーロッパ、南ヨーロッパ、東南アジア、東アジア)を対象にしている。地域をまたがる材のやり取りがある場合には、チーム間で情報を共有し、材を追跡できる仕組みとしている。

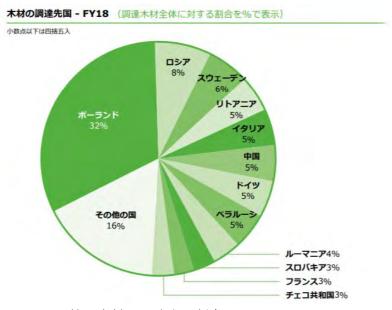


図 7.18 A 社の木材の調達先国割合

② DDS の概要

基本的な方針として、自社で行動規範を定めており、その中に A 社がサプライヤーに求める社会的・環境的な最低限の要求事項と、サプライヤーが A 社に期待できることが規定されている。A 社は木材の DDS を 1998 年から運用しており、従来の行動規範を木材部門に適用することで基準が作成された。WWF・FSC と共同開発したもので、コンサルタント会社のレビューを経ており、その経緯から基本的に FSC 管理木材基準に準拠する。

木材部門では、サプライヤーは A 社で認められた樹種のみ使用し、原産地が特定できること、及び以下の最低要求事項を満たすことが求められる。

- a) 違法に伐採された材でないこと
- b) 森林に関する社会的紛争や対立が生じている森林からの材でないこと
- c) 原生林または地理的に保護に高い価値があると認められた森林からの材でないこと (ただし、A 社によって認められたシステムで認証された森林を除く)
- d) 熱帯および亜熱帯地域において、農園開発等により天然林が皆伐され、人工林や他の 土地利用に転換された森林からの材でないこと
- e) 遺伝子組み換えされた種の人工林からの材でないこと。

A 社のサプライヤーは、行動規範の遵守について A 社と契約書を交わし誓約する。サプライヤーは、独自に DDS を構築するか、安全な調達先を確保するかを選択し、それを実現するための計画を A 社に契約前に提出しなくてはならない。グループとして調達元は 1 部署に統一しており、担当部署が EUTR 上の事業者として検査を受ける。

また、森林認証材の利用を非常に重視しており、2020年までにFSC認証材またはリサイクル材の使用率が100%となることを目標としている(2018年は85%)。木材供給の合法性に関してハイリスクな国からの木材の使用割合は23%あるが、全ての木材が認証材となるように要請している。また、FSCのCoC認証は81%の業者が取得しており、扱う木材の重量では99%となる。

③ サプライヤーからの情報収集

サプライヤーは $4 \circ$ 月ごとに Forest Tracing Survey (FTS)を A 社へ報告する必要がある。 FTS には木材の原産地、数量、樹種等が記載される。また、A 社の要請があれば、48 時間 以内に木材の原産地等の情報を提出するよう定められている。FTS の報告はオンラインシステム上で行われる(図 7.19, 20)。サプライヤーからの報告を管理・可視化・分析することを目的とし、2008 年にシステムが構築された。システムは GIS を扱う会社と協働で開発しており、森林変化情報は World Resource Institute の Global Forest Watch ³⁶を利用している。オンラインシステムに集積される情報はサプライヤーごととなっており、製品 (Article) ごとではない。各国で異なる法的要求があるが、それぞれに別途対応するのはコストがかかるため、全世界の要求を満たせるシステムにすることを目指し構築したとのことである。

³⁶ Global Forest Watch ホームページ(https://www.globalforestwatch.org/)



図 7.19 オンラインシステムにサプライヤーから提出された情報が表示された一覧画面



図 7.20 オンラインシステムに提出された FTS の対象地域

④ リスク評価

a) リスク評価方法・基準

A 社では、NGO や各国政府の情報を元に、リスク評価基準を独自に構築している。オンラインシステムにリスク評価機能も実装されており、各種の情報を集積させることで効率的にリスク評価ができる仕組みとなっている(図 7.21)。また、FTS においてサプライヤーの種別(伐採業者、取引業者、製材業者等)も報告させており、サプライチェーンの複雑性の把握に役立てている。



図 7.21 オンラインシステムのリスク評価画面

b) 生産国・木材製品ごとの具体的なリスク評価の事例

2018 年、中国のサプライヤーが非 FSC のロシア材を扱っていたことにより行動規範の基準を満たせなかった事例があった。A 社が更に調査を行った結果、違法伐採というわけではなく行動規範の最低基準は満たしていることがわかったため、取り扱いを続けることを判断した。当該業者とは、この取引で得られた利益を持続可能な森林経営に投資することで合意した。

⑤ リスク低減措置

行動規範を遵守しているかチェックするため、全てのサプライヤーに対し、少なくとも 2 年に 1 回書類監査を実施している。特にリスクの高い業者 (初めてサプライヤーとして契約した業者や中国の業者) には毎年 1 回実施している。対象とした業者にはすべての書類・資料を送付してもらい、A 社本部で書類のチェックを行い、情報の信頼性を確認する。

リスクアセスメントに基づき、特にリスクが高いと判断されたサプライチェーンに対しては、現地調査による監査を実施する。実施に当たり 90 日前に通告して準備を進め、現地監査では工場への訪問によるチェックや、従業員へのインタビューを行う。監査者は A 社所属の森林スペシャリストまたは FSC 等の第 3 者機関となる。2018 年の監査数は 212 件となっており、そのうち 99%(重量ベース)の木材が行動規範に適合していると判断された。

また、全てのサプライヤーの全ての工場や伐採現場に行くことは不可能なので、現状で最も厳しい要求となっている FSC 認証を全てのサプライヤーで取得することで、一部監査を外部委託して網羅性を担保することにつながっている。

⑥ その他

今後は、オンラインシステム上で自動的に材の情報を結びつけ、製品ごとの管理ができるようにすることを目指している。さらに、木材だけでなくラタン材についても行動規範の基準に含めることを目指し、英国王立キュー植物園等の研究機関と協働して同位体分析による原産地に関するデータベースを構築している。加えて、認証材の供給力を高めるため中小規模森林生産者のキャパシティ・ビルディングにも取り組んでいる。特に重要な木材産地であるロシア・中国では、サプライヤー向けのセミナーやトレーニングセッションを開催し、森林認証の取得をサポートしている。また、ベトナムでは下記のような連携モデルを構築することで持続的な調達の仕組みを構築している³⁷。

A 社では、小規模生産者に対して、現地の木材供給者(製材業者等)が間に入ってとりまとめることで A 社のサプライチェーンに組み込む仕組み「ベトナム製材業者・小規模森林生産者間の連携モデル」を構築している(図 7.22、表 7.2, 3)。

この仕組みは持続的な森林管理へとつながる可能性を持つが、次のような課題もある。

- 小規模森林生産者は提携製材業者への専売契約を交わしているにも関わらず、しば しば別業者に売ってしまう。地元の行政機関はこのモデルに関わっていない、ある いは生産者側を擁護することが多いため契約を強制できない。
- 製材業者の利益は 4-5%程度のため、技術的・財政的資源がある大規模な製材業者 しかモデルに参加することができない。
- FSC 認証を森林生産者自らが取得できるほどには稼げない。製材業者が負担している。

これらの課題に対して、地方行政機関の協力と、FSC 認証コストの削減が対策として求められている。



図 7.22 3 社連携モデルの概念図

³⁷ Linking Smallholder Plantations to Global Markets: Lessons from the IKEA model in Vietnam (Forest Trends Report Series; Forest Policy, Trade, and Finance, June 2018)

表 7.2 A 社と木材供給者間の権利と義務

	A社	木材供給者(製材業者)
権利	● FSC 認証材の安定調達	● A社からの融資
	● 違法伐採へのモニタリングコスト削	● A 社からのマネジメント体制整備支援
	減	● A 社からの 3-5 年の長期発注
義務	● 安定的かつ長期的に、供給された木	● 決められた量・品質・樹種・納期での FSC
	材を消費すること	認証材の供給
	● (第3者を通じて)供給者への技術	● 製材過程の効率化による年間生産量の増加
	的支援	(単に工場や人手の増加ではない)
	● 供給者への財政的支援	● 価格の安定
	● 供給者およびサプライチェーン内の	
	製材過程の検査と監査	

表 7.3 木材供給者と小規模森林生産者間の権利と義務

	木材供給者(製材業者)	小規模森林生産者
権利	● A社の要求を満たす木材の調達	● 無金利または低金利での融資
	● 輸入材への依存を減らせる	● 技術的支援
		● 木材の安定的な売り先の確保
義務	● 生産者グループを形成し運営するた	● FSC 認証に必要な技術的基準を満たすこと
	めの財政支援	● 一定以上の大きさの材を供給するため、伐
	● 無金利または低金利での融資の提供	採までの期間を延ばすこと
	● FSC の要求を満たすための技術支援	● (なるべく)提携業者に材を売ること
	● FSC 認証料の支払い	
	● 認証材を市場価格よりも高く購入	
	(10-18%)	

(2) B社

① 基本情報

1530 年代に設立したとされる、スウェーデン国営企業である。従業員数は 840 人。スウェーデンの森林の 14%に当たる 400 万 ha の森林(主に国有林)を管理し、うち 2 割が保護林である。自社林から毎年 600 万 m^3 の立木を伐採し、さらに他の所有者からの購入、または輸入により 500 万㎡を購入している。木材は国内の製材所や製紙工場、バイオマス発電所等に供給される。売上高は 6,971 百万クローネ(2018 年)。すべての所有林は FSC 認証されており、2017 年から PEFC 認証の追加取得を進めている。

木材の輸入は子会社を通して行っている。木材調達先はバルト諸国とロシアであり、輸入品目は主にパルプ材、チップ、バイオ燃料である。子会社は ISO 9001 および 14001 の認証を受けているほか、FSC の CoC 認証およびトレーサビリティ証明書を取得している。国営

企業であるため、市民からの監視の目が厳しく、コンプライアンスを非常に重視していると のことである。

② DDS の概要

DDS 関連の担当者は $3\sim5$ 名。具体的な DDS は、木材の調達先に応じて次の 3 種類を整備している。

- 国内自社所有林を伐採する場合
- 国内の森林所有者から購入して伐採する場合
- 国外から輸入する場合

図 7.23 および図 7.24 に、国外から輸入する場合の木材と情報の流れ、および DDS の概要を示す。なお、国外からの輸入は信頼できるサプライヤーのみに限定しており、ロシアでは 2 社のみ、バルト 3 国では子会社のみから調達している。さらに、ロシアでは低リスクで管理の容易な西部地域のみに輸入先を限定している。ただし、現在は原木輸出関税の引き上げなどによりロシアからの輸入はほぼ輸入停止しており、ラトビアなどのバルト 3 国から輸入しているとのことである。

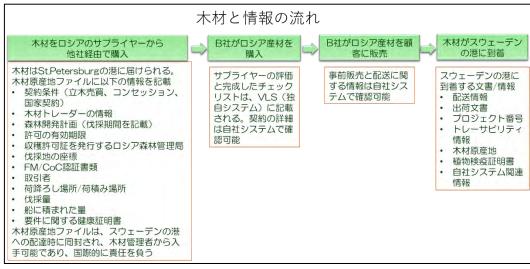


図 7.23 国外から輸入する場合の木材と情報の流れ(B 社提供資料を和訳)

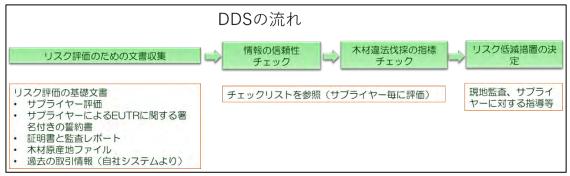


図 7.24 国外から輸入する場合の DDS (B 社提供資料を和訳)

③ サプライヤーからの情報収集

サプライヤーからの情報収集は、自社独自に構築したシステム上に情報を追加していくことで実現できる仕組みとなっている。調達時のステップごとにサプライヤーあるいは B 社自身が独自システムに情報を追加していき、木材原産地情報を木材に同封しておくことで、スウェーデンの港に到着した時点でデューデリジェンスに必要な情報が得られるようになっている。

④ リスク評価

リスク評価にはチェックリストを活用している。情報収集のプロセスで得られた情報に対して、サプライヤー毎に情報の信頼性チェックおよび違法伐採リスクの指標チェック(B社独自に作成)を実施する。

⑤ リスク低減措置

リスク評価のプロセスで、情報に疑義があれば実際に現地へ行き実地監査を行う。また、取引の相手を信頼できるサプライヤーに限定していることから、事前にリスク低減措置を実施しているとも言える。さらに、自社有林および調達先の FSC、PEFC 認証取得を進めることで、第3者機関からの監査を受けられるため、リスク低減につながっている。 FSC、PEFC、EUTR でそれぞれ少しずつ基準が異なるが、それぞれの基準をクリアすることでサステナビリティにおける様々な要求をクリアできると考えているとのことであった。

⑥ その他

国内における違法伐採とされた事例として、スウェーデン林野庁への事前の木材収穫通知がなされていなかったケースが多い。それを受けて、B社ではGISシステムを用いて申請を半自動化しており、近年では伐採申請25000件のほぼ全てをシステムから通知している(うち3件のみがシステムの不備により事前通知に失敗していた)。また、国有林を管理する企業の連合であるEUSTAFOR (The European State Forest Association)に参加しており、EUTRの実施状況についてレビューを実施した。

(3) 民間企業の取組に関するまとめ

今回ヒアリングを実施した2社で共通する取組として、以下の点が挙げられる。

- ① 自社の行動規範・調達基準に DD 方針を組み込む
- ② サプライヤーの選定または誓約書の締結による信頼できる調達先の確保
- ③ 森林認証の利用によるリスク低減措置負担の軽減

1点目として、A社では既存の自社の行動規範に木材分野の内容を組み込むことで DDS が実施できるように対応されていた。また、B社では既に ISO や森林認証(CoC 認証)が取得されており、自社の行動規範・調達基準が十分に整備されている状態であった。このように、既存の行動規範・調達基準が整備されていれば、実際の DDS においてもスムーズに方針を決定することができると考えられる。

日本の事業者においてこのような整備がされていない場合は、まずは業界団体や森林認証団体の作成した基準を参考に、自社のルールと DDS が適合するように検討することが第1歩と考えられる。

2点目として、A社ではサプライヤーと契約する際に、自社の行動規範・調達基準を遵守することを誓約させ、それを実現する計画の提出まで求めている。一方、B社ではサプライヤーを1~2社のみの信頼できるサプライヤーに限定している。取引先が少数である場合は、B社のように調達先を限定することでリスクを低減することが可能であるし、多数の場合はA社のようにサプライヤー自身に基準の遵守のため DD を行ってもらうことで、自社で行わなければならないリスク低減費用を減らすことが可能となる。

3点目として、A、B 両社ともに森林認証の取得率を高めることを非常に重視していた。 EU 市場における認証材の需要が高いこともあるが、DD を実施する上でも森林認証の活用 には大きなメリットがあると考えられる。例えば、サプライヤー毎にリスクアセスメントを 実施するシステムとなっていることや、第3者の認定団体が年1回監査を実施することか ら、本来なら自社で実施しなくてはならないチェックを一部外部委託できる点が挙げられ る。

日本の事業者においても、DDS を実施する上では森林認証材の購入比率を高めることでリスク低減にもつながるため、リスク低減に有効な手法の1つと考えられる。ただし、森林認証材であってもリスクを無視できない場合もあるため、リスク評価とリスク低減にかかる負担は軽減できるがゼロになるわけではない。

今回の調査を通じて、中小企業は DDS をどう整備しているのかについても聞き取りを 行ったが、スウェーデンにおいても課題となっている点であり、具体事例を得ることはでき なかった。ただし、PEFC Sweden によると、森林認証のグループ認証制度等を利用することが 1 つの方法であるとのことだった。1 つ 1 つの業者では整備は難しくても、グループ認証を取得すれば合同で DDS を整備し利用することができるため、各社の労力が軽減できると考えられる。ただし、グループの代表団体を組織し、監査等を実施する必要があるため、その役割を担う業界団体等が必要となる。